

別紙1

第3次三好市総合戦略（仮称）策定支援業務 委託仕様書

1 業務名

第3次三好市総合戦略（仮称）（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、「第2次三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が2024年度で終了となることから、地方創生の更なる充実、強化に向け、切れ目なく取組みを進めるため、2025年度を初年度とする「第3次三好市総合戦略（仮称）」を策定することを目的とする。

また、国では、2022年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略(以下「国の総合戦略」という)を策定（2023年12月改訂）したことから、社会経済情勢や本市を取り巻く課題等を踏まえ、人口ビジョンを検証・分析し、将来展望を示した人口ビジョンに修正し、本市の地域特性を踏まえた新たなまちづくりの指針となる「三好市人口ビジョン」及び「第3次三好市総合戦略（仮称）」を策定する。

3 仕様書の意義

本業務の参加者は、本仕様書における要求水準を満たした上で、本業務に関する提案を行うことができる。また、受託者は、本業務の履行期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

4 履行期限

契約締結の日から2025年3月31日までとする。

5 業務履行箇所

三好市全域

6 委託業務の内容

(1) 次期総合戦略策定に向けた基礎調査等の実施

①本市の人口、経済、産業等に関する基礎データ（国、県、市の統計データを含む）の収集・整理・分析及び本市をとりまく社会環境や経済動向等に関する状況を整理し、人口ビジョンに掲載している統計数値の最新値を収集・整理したものと比較のうえ、必要な考察を行う。

②上記①の調査結果に基づく将来人口に関する推計と分析、人口ビジョンとの比較、必要な考察を行う。

- ③上記①の調査結果に基づく人口変化が本市の将来に与える影響の分析と考察を行う。
- ④第2次総合戦略に掲載する戦略目標Ⅰ～Ⅴまでの対象者（市民及び関係者）に対しアンケート調査や関係者にヒアリングを実施し、事業に対する意向等を把握、分析を行う。
- ア. アンケートの実施には、企画調整、入力・集計、分析のほか、調査票印刷、発送用・返信用封筒作成、封入・封緘ベル貼付を含まれるものとする。
- イ. アンケートの実施前には、戦略目標Ⅰから戦略目標Ⅴまでの各目標単位のアンケート被験者を提案、本市と協議のうえ、本市の承認を得て設定し実施すること。
- ウ. このほか、関係者ヒアリングを実施しアンケートを補完すること。
- ⑤その他、次期戦略の基礎資料として必要な分析と考察
- ⑥第2次総合戦略における各施策の進捗状況の把握を行うとともに、事業の効果や課題、今後の展開等についての整理を行うこと。

(2) 人口ビジョンの改訂（案）及び次期総合戦略（案）の策定

基礎調査等を基に、人口ビジョンの改訂（案）及び次期総合戦略（案）の作成を行うこと。

(3) 総合戦略推進委員会の運営支援

三好市が開催する次期戦略の策定にかかる会議に出席し各回の進行にかかる補助資料作成、議事要旨の作成を行う等の運営支援を行うこと。

なお、同会議は打合せ等を含み計3回（2024年9月～10月、11月～12月、1月～2月）の開催を予定するが状況に応じて変更があるものとする。

(4) 打合せ協議

業務を円滑に実施するため計画的な工程管理を行い、事業者と本市は常に綿密な連絡を取り適切な業務遂行を図るため綿密な打ち合わせ等を行えること。

(5) 報告書等の作成

- ①人口動向に関する基礎データの実施及び客観的分析にかかる報告書
- ②現状と将来的に課題に関する考察にかかる報告書
- ③本業務の全てにかかる業務報告書

7 成果品

次に掲げる成果品について、それぞれ指定の方法により納品すること。

(1) 業務履行中に係るもの

総合戦略推進委員会委員への進捗報告とともに、次期総合戦略の起草作業の基礎資料とするため、調査・分析結果等について、市の求めに応じて指示する必要書類の提出を行うこと。提出時期は2024年8月末を予定。必要書類の提出は次のとおり

- ①人口動向に関する分析、人口ビジョンとの比較、必要な考察
- ②将来人口に関する推計と分析、人口ビジョンとの比較、必要な考察
- ③人口変化が本市の将来に与える影響の分析と考察
- ④市民アンケート及び現地ヒアリングの分析

(2) 人口ビジョンの改訂版（案）及び次期総合戦略（案）

調査・分析、市との協議により、三好市人口ビジョンの改訂版（案）及び次期総合戦略（案）を作成し提出すること。提出時期は2025年3月末を予定。

併せて計画内容を要約した概要版の原稿を作成すること。

(3) 調査分析等報告書

本業務の委託業務にかかる報告書を作成し提出すること。提出時期は2025年3月末を予定。

(4) 上記業務内容の資料、記録、図書等をまとめた電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存）と印刷物1部を提出すること。

8 注意事項

(1) 受託者は、個人情報の保護及び適正な管理に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び関係法令を順守し、個人情報の漏えい、滅失及び既存の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務終了後においても同様とする。また、本業務の実施により、他人に損害を与えた場合は、受託者は直ちに本市に報告するとともに、その責任において速やかに損害賠償及び信頼の回復に努めるものとする。

(2) 上記調査・分析等に必要な本市所有のデータは、本市がこれを受託者に提供し、受託者は当該データ及びこれを加工したものの全てを業務完了後に本市に返却しなければならない。

(3) 本業務において作成する資料報告書は、見やすく、読みやすく、分かりやすいものとなるよう、簡潔で明瞭な文章表現とするとともに、グラフや表などを必要に応じて作成し、見やすいレイアウトとすること。

(4) 本業務の成果品は、全て本市に属するものとし、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、三好市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

(5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、三好市と協議を行うこと。

(7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。